

しゅうがくえんじょせいど 「就学援助制度」のお知らせ

会津若松市教育委員会

会津若松市では、経済的に困りになっているご家庭のお子さんが、滞りなく義務教育を受けられるよう、保護者の方に対し、学用品費、学校給食費、修学旅行費等の援助を行う「就学援助制度」を設けています。

- 経済的に困窮しており、教育委員会が定める認定基準に該当する方が対象です。
- 援助を希望される方は申請書の提出が必要です。

1 就学援助を受けることができる方

- ・会津若松市に住所を有する方（申請時含む）
- ・令和7年4月に会津若松市立中学校・県立会津学鳳中学校へ入学、義務教育学校（後期課程）へ進学するお子さんの保護者の方
- ・会津若松市教育委員会の定める基準に基づく審査により「要保護」又は「準要保護」として認定を受けた方（経済的に困窮していると認められる方）

(1) 「要保護」・・・生活保護の方

(2) 「準要保護」・・・「要保護」に準ずる程度に生活が困窮していると認められる方
対象となるのは、以下の要件のいずれかに該当する世帯です。

- ・生活保護の停止又は廃止した世帯
- ・市民税の非課税又は非課税に相当する世帯
- ・保護者が児童扶養手当を受給している世帯 など

2 就学援助の申請について

就学援助は、入学時（4月）や年度途中においても、随時申請を受け付けています。

～ 入学児童生徒学用品費等の入学前支給を行います ～

就学援助費の一部である「新入学児童生徒学用品費等」を入学前に支給します。
この費目は、入学に必要な学用品費等を購入する費用の一部を支援するものです。

◆対 象 者：令和6年度就学援助認定者のうち、受給継続となった方。

※ 現在、認定者の方は12月に継続を希望するかの調査を実施します。

※ 現在、認定者ではない受給希望の方は、就学援助の新規申請が必要です。

お子さんが在籍中の各市立学校へお問い合わせください。

なお、申請にあたっては、世帯により添付書類が必要な場合や、支援制度が異なる場合があります。詳細は裏面の「4 その他・注意事項」をご確認ください。

▪ 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の詳細は、裏面を確認ください。

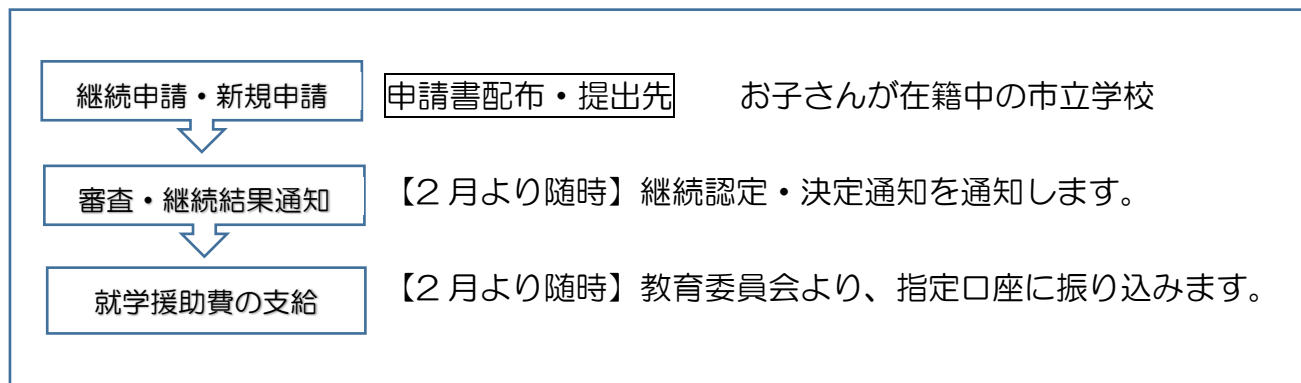
3 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給・受給継続について

◆支給額：63,000 円

◆支給日：2 月より随時

◆支給方法：原則、保護者の指定口座へ振り込みます。

※ 支給内容の詳細は、決定通知と併せてお知らせします。



4 その他・注意事項

- (1) 申請によって、同一生計の世帯全員の所得課税状況の確認を行います。同一生計の世帯全員とは、住民登録が別住所になっている場合や同住所で世帯分離している場合でも、同じ家に住んでいる場合には、同一生計の世帯員とみなします。また、単身赴任等により別居している場合等も同一生計の世帯となります。
- (2) 令和 6 年 1 月 1 日時点で、住所が会津若松市外の場合は、その時点での移住地（前の市町村）が発行する所得課税証明書（就労年齢に達する世帯員の全員分）の取得が必要です。申請書と一緒に証明書を提出してください。
- (3) 就学援助制度は、各学校、民生委員との連携により実施しています。各地区の民生委員による子どもの見守りや、面談などの機会を通じて世帯の状況の確認を行う場合があります。
- (4) 生活保護の方は、必要な費用が教育扶助として支給されているため、就学援助では、修学旅行費と医療費（学校保健安全法による）のみ支給対象です。必要な提出書類は、入学後に各学校よりご案内します。
- (5) 原発避難者特例法に基づく 13 指定市町村から避難されている方で、経済的に困窮している世帯に対しては、被災児童生徒就学援助制度があります。
詳細は、市教育委員会学校教育課までお問い合わせ下さい。
- (6) 虚偽の申請により、援助を受けたことが判明したときは、援助費を返還していただく場合があります。市外転出や世帯構成の変化など、世帯の状況が変わりましたら、市教育委員会学校教育課までご連絡ください。

問い合わせ先

会津若松市教育委員会 学校教育課 教育振興グループ
会津若松市追手町 2 番 41 号（市役所追手町第二庁舎）
電話 0242-39-1303（就学援助担当）

